

# 浄土系直談と説話

——標題説話の背景(下)——

高橋伸幸

## 三 直談と説話

經典(釈尊が自ら説いた教説を、五百人結集・千人結集、又、大乘結集といふ區別なく、記録された書籍と、それをもとに発展した論部、更に、戒律とをまとめて上記の如く呼ぶこととする)の講義に於ける説話の問題に就きては、『阿弥陀経』『観無量寿経』の講義を素材として、その粗筋を述べた事がある。<sup>\*</sup>その折、説話文学作品とどうかかはるかといふ事を柱として、直談の場に於ける説話を、經典講釈といふ表の面からと、使はれる説話といふ裏の面からと、両面から略述した。そして、表の面での一方向として、師資相承といふ点を考察の対象に加へたのであつたが、時間

的かつ資料的などいふより能力的な制約もあつて、十分な論証は出来なかつた。本稿に於いても、条件はあまり好転してゐないけれども、談義・直談の場に於ける説話の様相の一斑を検討してみよう。

<sup>\*</sup>「講経の中の説話」(平成二年十月廿日、中世文学会第六十九回大会講演、於中京大学)

B1として先に掲げた『浄土往生論』(『無量寿経論』とも)の注釈イからトは、皆、曇鸞の『往生論註』上下二巻をもととする。但し、日本に於ける最も古い注釈である元興寺の智光の『無量寿経論疏』は散佚したためその全貌はわからぬが、<sup>\*</sup>伊の然阿良忠の『往生論註記』以下は、右のやうに曇鸞の『論註』を講述したものであり、更に、ニ以

下は、良忠の『往生論註記』をもととして講述された書物である。

\*浄土系の注釈書類に引用されてゐる佚文が主力であつて、

その全体像は未だ判明しない。佚文の収拾として最もまと

まつてゐるのは藤堂泰俊氏の編集になるものである(『智

光曼茶羅』所収「無量寿経論釈逸文集」昭和四十四年)。

この講述・直談の流れの中から、説話を幾つか拾つてみよう。曇鸞が『往生論註』の中で十七に区別した「莊嚴成就」の第五「種々事功德成就」に於いて、

此莊嚴事縱使毗首羯磨工稱<sub>ニ</sub>妙絶<sub>一</sub>、積<sub>レ</sub>思竭<sub>レ</sub>想豈能取<sub>レ</sub>圖。

と傍点を附した喩へをもつて、その莊嚴なる事をこの人間界に再現する事の不可能なる事を記してゐる。僅かに八字の文言であるが、この背景を良忠は『往生論註記』巻二(浄土一、二八〇頁)に於いて左のやうに述べてゐる。

毗首羯磨者三寶感應錄引<sub>ニ</sub>阿含<sub>一</sub>云爾時優填王救<sub>ニ</sub>國界<sub>一</sub>、  
 内諸奇巧師匠<sub>一</sub>而告<sub>レ</sub>之曰我今欲<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>佛像<sub>一</sub>、巧匠白<sub>レ</sub>王  
 言我等不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>佛妙相<sub>一</sub>假使<sub>レ</sub>毗首羯磨天而有<sub>ニ</sub>所作<sub>一</sub>亦  
 不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>似<sub>ニ</sub>於如來<sub>一</sub>我若受<sub>レ</sub>命者但可<sub>レ</sub>摸<sub>ニ</sub>擬螺髻玉毫<sub>一</sub>  
 小分之相、諸餘相好光明威德難<sub>レ</sub>及誰能<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>耶世尊來會  
 之時所造形像若有<sub>ニ</sub>虧誤<sub>一</sub>我等名稱竝皆退失<sub>ニ</sub>竊共<sub>レ</sub>籌量<sub>一</sub>

無<sub>ニ</sub>能<sub>レ</sub>敢<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>復白<sub>一</sub>王言今造<sub>ニ</sub>像應<sub>レ</sub>用<sub>ニ</sub>純紫旃檀之木<sub>一</sub>、  
 體質堅密之者、但其形相爲<sub>レ</sub>坐爲<sub>レ</sub>立高下若何王以<sub>ニ</sub>  
 此語<sub>一</sub>問<sub>レ</sub>臣智臣白<sub>レ</sub>王言當<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>坐像<sub>一</sub>、一切諸佛得<sub>ニ</sub>大菩  
 提<sub>一</sub>、轉<sub>ニ</sub>正法輪<sub>一</sub>、現<sub>ニ</sub>大神變<sub>一</sub>、作<sub>ニ</sub>大佛事<sub>一</sub>、皆悉坐故應<sub>レ</sub>作<sub>ニ</sub>  
 坐<sub>一</sub>、師子座、結跏趺坐之像上時、毗首羯磨變<sub>ニ</sub>身爲<sub>一</sub>匠持<sub>ニ</sub>諸  
 刻器<sub>一</sub>、到<sub>ニ</sub>於城門<sub>一</sub>、白言我今欲<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>大王造<sub>一</sub>、像王心大喜  
 與<sub>ニ</sub>主藏臣<sub>一</sub>於<sub>ニ</sub>內藏中<sub>一</sub>、選擇香木、肩荷負持與<sub>ニ</sub>天匠<sub>一</sub>、而  
 謂<sub>レ</sub>之言仁爲造<sub>ニ</sub>像<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>如來形相似<sub>一</sub>、時大目連請<sub>ニ</sub>佛  
 神力<sub>一</sub>、往<sub>ニ</sub>令<sub>レ</sub>圖<sub>レ</sub>相、還返探<sub>レ</sub>斧破<sub>レ</sub>木、其聲上徹<sub>ニ</sub>忉利天<sub>一</sub>、至<sub>ニ</sub>  
 佛會所<sub>一</sub>、以<sub>ニ</sub>佛神力<sub>一</sub>、聲所<sub>レ</sub>及處衆生聞者罪垢皆得<sub>ニ</sub>消除<sub>一</sub>、  
 盲者得<sub>レ</sub>眼、聾者能聞、瘡者能言、醜者端正、貧者得<sub>レ</sub>福、乃至<sub>ニ</sub>  
 三途<sub>一</sub>離<sub>レ</sub>苦、得<sub>レ</sub>樂、一切未曾有益皆悉現起、是時天匠不<sub>レ</sub>日  
 而成高七尺或五尺、機見不<sub>レ</sub>見面及手足皆紫金色、王見<sub>ニ</sub>相  
 好<sub>一</sub>、心生淨信、得<sub>ニ</sub>柔順忍<sub>一</sub>、業障煩惱竝得<sub>ニ</sub>消除<sub>一</sub>、唯除<sub>ニ</sub>  
 曾<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>聖人<sub>一</sub>一起<sub>ニ</sub>惡語業<sub>一</sub>上<sub>レ</sub>已

即ち、「三宝感應錄」にと述べるやうに、この説話は梁の  
 非濁の編んだ『三宝感應要略録』上巻の巻頭説話であつて、

第一、優填王波斯匿王釋迦金木像感應

の約五分の二ほどを良忠は引用して説明したわけである。

この説話引用を受けて、望西楼了慧は(二、『論註拾遺鈔』中  
 卷、浄土一、六二二頁)

●毗首羯磨者文應云毗濕縛磨天此云三種工業西國  
工巧者多祭此天也上巳

のやうに玄応の『一切経音義』卷廿五を引用して「毗首羯磨」の漢訳と民間に於ける信仰の面とについて補強し、西  
譽聖聡は(へ、『論註記見聞』卷六、淨全一、三九三頁)

●毘首羯磨變身為匠等者問羯磨有二他心通一來下歎亦  
如來加三神力一歎答報得通鬼道尙得レ之況彼切利天人也  
通力何無耶何況事已大也佛加定可有乎云云 ●大目連  
請佛神力往令圖相等者如三錄文相者目連請三佛加一往  
令三圖相見 例如下東大寺大佛佛量難知聖來山圖也  
相云云但御抄ニ目連請三佛加一令三羯磨往レ天云云靜可思  
之ヲ

良忠の引用した『三宝感應要略録』の十一行目の句と十四  
行目の句とを抽出して各々注記を加へてゐる。特に注目す  
べきは、後者に於いて、「例如下東大寺大仏、仏量難知聖來山  
図也 相」といふ要約説話を記して理解の補助たらしめん  
としてゐる。更に良榮理本(ト、『論註記第二見聞』、淨全一、  
四八一頁)は

⑤●毘首羯磨者切利天人也 ●文理者木目也 ●主藏臣者  
預藏臣下也問毘首羯磨所作佛像者今嵯峨釋迦是立像也  
如レ録爲ニ坐像一相違如何答彼天所作時坐像也然本佛切

利下給時持地菩薩金銀水精渡三橋一彼本佛即渡橋下  
其時天所作坐像佛坐立本佛迎一步其時儘立像御坐也

やはり良忠の七行目と十三行目との語(毘首羯磨)はとも  
かく)を抽出して注記を加へると共に、良忠の引用しな  
つた説話の後半を視野に収めつつ、『宝物集』卷一や『清涼  
寺縁起』にて著名な嵯峨清涼寺の釈迦像伝来の説話にまで  
言及してゐるのである。

\*一、単に『宝物集』と記す場合、第二種七卷本系を指す。必  
要あらば、諸本名を掲げて引用す。

\*二、直接本論とは関りないが、平林盛得氏により九条家旧蔵  
の『優填王所造栴檀釈迦瑞像歴記』及び『西郊清涼寺瑞像流  
記』が『書陵部紀要』第廿五号(昭和四十九年九月刊)に紹  
介されてゐる。

次に掲げるのは第十二「莊嚴主功德成就」の曇鸞註であ  
る。

正覺阿彌陀法王善住持 此二句名莊嚴主功德成就  
佛本何故與ニ 此願見三有國土二羅刹爲レ君則卒土相  
寶輪駐トハ立馬長殿則四域無レ虞譬ニ之風靡 豈無レ本耶是故  
與レ願願 我國土常有ニ法王ニ法王善力之所ニ 住持一住持  
者如下 黃鸝持ニ 子安ニ 千齡更起魚母念ニ 持 子一逕聚  
夏夏行行水水冬冬無無水水 不不壞安樂國爲ニ正覺ニ善持ニ 其國ニ豈有レ非ニ  
日日燒燒火火岳岳反反

正覺事<sup>ニ</sup>耶是故言<sup>ニ</sup>正覺阿彌陀法王善住持<sup>一</sup>

(淨全一、二二七頁)

右の注記の五行目に「黃鶴持<sup>ニ</sup>スルハ子安<sup>ニ</sup>ヲ千齡更<sup>ニ</sup>起<sup>テ</sup>」と例示してあるのが、既に吉田隆英氏・牧野和夫氏等<sup>ニ</sup>により指摘されてゐる平基親撰『往生要集外典鈔』所引の佚書『列異伝』に所収されてゐた「子安鶴」説話である。牧野氏が「既に吉田氏前掲論文に指摘考証をみるが、浄土系の釈良忠撰『無量寿經論註記』の「列異伝」(「子安」の項)引文も又、『外典鈔』からの孫引である」と述べてをられるやうに、良忠の『論註記』卷二(淨全一、二八四頁)では、曇鸞が標題説話的に例示してゐる「子安鶴」説話の全文を引用注記してゐて、それが、正しく牧野氏指摘通り『外典鈔』からの孫引きである」事は左に对照して引用する通りである(この説話については右御兩名の論文で十分かとは思ふが、読者の便宜を考慮し屋上屋の愚を敢へて犯すこととした。諒恕せられたい)。

往生要集外典鈔

往生論註記

列仙傳云陵陽子明者銓鄉人也好釣魚於溪釣得白龍子明懼解鈎拜而

放後數年得

白魚、腹中有書教明服食之法明遂上黃

山採五石脂石肺水而服之三年白龍來迎去

止陵陽山上百餘季山去地千餘丈大呼下

人令止半言谿中子安當來問子明鈎書

在不有廿餘季子安死人葬着山下有黃鶴

棲其冢邊樹上嗚呼子安」列異傳云子安行道逢得鶴之人子安脫衣買鶴而放後子安死其墳樹上有鶴嗚呼子安

鳴三季鶴死破墳見子安穉生曰我昔買鶴放

畢今鶴代我命府瑞圖云黃鶴有鶴也

黃鶴持子安等列異傳云子安行道逢賣鶴之人子安脫衣買鶴而放後子安死其墳樹上有鶴嗚呼子安鳴三年鶴死破墳見子安穉生曰我昔買鶴而放之今鶴代我命已符瑞圖云黃鶴者鶴也又列仙傳亦有之

『往生要集外典鈔』は最初に『列仙伝』を掲げ、次に『列異伝』を記し、終りに梁の顛野王の撰になる『符瑞図』を引用する。良忠は『列異伝』から『符瑞図』<sup>\*四</sup>までを全文引用(但し、傍点の二字相異す)し、『列仙伝』の説話については最後に「又列仙伝亦有之」と注記して本文は省略してゐる。良忠としては、確に『列仙伝』の方も子安と黄鶴とが登場する説話ではあるが、曇鸞の意図した「更起」<sup>\*五</sup>のモチーフの存しないことから省略し、残りの『列異伝』と『符瑞図』との部分のみを使用したものであらう。良忠同様に『列異伝』を引用してゐるのが堯慧の『無量寿経論註私集抄』で、その卷三(廿九丁オモテ)に

黄鶴持子安事子安行<sup>列異傳云也</sup>道逢<sup>ニ</sup>得<sup>ル</sup>鶴之人<sup>ニ</sup>子安脱<sup>レ</sup>衣<sup>ヲ</sup>買<sup>フ</sup>鶴而放<sup>テ</sup>子安死<sup>ス</sup>其墳<sup>ニ</sup>樹<sup>ニ</sup>有<sup>リ</sup>鶴鳴呼<sup>フ</sup>子安<sup>ニ</sup>鳴<sup>ル</sup>三年<sup>ニ</sup>鶴死<sup>ス</sup>被<sup>テ</sup>墳<sup>ヲ</sup>見<sup>テ</sup>子安蘇<sup>シ</sup>生<sup>ク</sup>云<sup>ク</sup>我昔<sup>ニ</sup>買<sup>フ</sup>鶴放<sup>テ</sup>之<sup>ヲ</sup>今<sup>ニ</sup>鶴代<sup>ニ</sup>我命<sup>一</sup>上<sup>レ</sup>

得鶴(外典鈔)——賣鶴(論註記)——得鶴(私集鈔)  
破墳(外典鈔)——破墳(論註記)——破墳(私集鈔)  
前者は『外典鈔』と一致するし、後者の「被」は「披」か「破」かでなければ意不通となるので、恐らく誤写もしくはそれに基く誤刻であらうから、鎮西流の祖である良忠の『論註記』に依拠したと考へるより、『外典鈔』から引いたと考へるべきかと思ふ。

一方、鎮西流の末書となる了慧の『論註拾遺鈔』『論註略鈔』も聖聡の『論註記見聞』も全くこの「子安鶴」説話については触れることがない。僅に、良栄の『大沢見聞』が

●列異傳者是文書也作者未知思安唐土人也 ●府瑞圖者又文書也 (浄全一 四八七頁)

と、『論註記』所引の書名と「思安(子安の事)」とについての注とも言へないほどの注記を加へてゐるのみであつて、白旗派にしろ名越派にしろ、良忠所引の『列異伝』、『外典鈔』から孫引の)をそのまま継承したといふ事である。その継承の具体的な姿を聖聡の著述と聖聡の著述を藍本とした観音祐崇の著作とから例示しておく。聖聡の著述は、『小経直談要註記』(永享七年(一四三五)卯文月日)の版本所引奥書により成立年次が判明する)であり、祐崇の著作は『阿弥陀経秘直談抄』(延徳第二(一四九〇)庚戌三月下旬功畢)

の寛永廿年版本所引の奥書により、『要註記』撰述より十五年後に成つた事が判る（五六）である。まづ『小経直談要註記』  
（卷四 淨全13、三四四頁）には

豈無本耶者本天子也孝經云安危在レ身治亂在レ本（上）文云身德之本（上）曰黃鵠持子安等者列異傳云子安行レ道逢レ賣レ鶴之人（一）子安脫レ衣買レ鶴而放レ後子安死其墳樹上有レ鶴鳴呼レ子安鳴（一）三年鶴死破レ墳見レ子安蘇生曰我昔買レ鶴而放レ之今鶴代レ我命（一）曰魚母念持子逕舉レ不壞者（上）乃智論云譬如（一）魚子母若不レ念子即爛壞（一）衆生亦爾佛若不レ念善根即壞（上）與レ今符合（上）乃八十華嚴云三千子中最愛（一）八子（一）八子皆存餘者悉亡魚子難レ長（上）曰略之誠夫往生有レ勇欣慕自進安樂淨土是彌陀法王之住持國也佛住持被（一）住持（一）故所生之衆生行自然進道自然至レ不覺轉（一）入眞如門（一）十地願行自然彰速得レ成（一）就（一）阿耨菩提（一）可レ尊（一）可レ尊

とあつて、良忠の『論註記』と全く同文である（かつ「魚母念持子」以下も「乃至」の項で中略があるが、やはり『論註記』を引用してゐる）。次に『阿弥陀經秘直談鈔』は

其土有佛號阿彌陀今現在說法 此明（一）彼（一）土教主名（一）并顯（一）無（一）有三昧（上）之別（一）稱讀經曰其中世尊名（一）無量壽及無量光（一）應正等覺（一）廿四（上）號圓滿今現在（一）彼安隱住持（一）爲（一）諸有情（一）說（一）微妙之法（一）令（一）得（一）殊勝利益安樂（一）曰此文別言（一）之是依

報之顯（上）既稱讚經說（一）今現在彼安隱住持（一）故其謂論中（一）

明（上）依報十七種功德莊嚴（一）中第十二莊嚴主功德也故偈曰正覺阿彌陀法王善住持（上）同註（上）曰此二句名（一）莊嚴主功德成就（一）佛本何故與（一）此願（一）見（一）有（一）三國（一）羅刹（一）爲（一）君（一）則（一）率土相敬寶輪（上）驗（上）句（一）反（一）殿則四城無（一）虞（一）譬（一）之風（一）靡（一）靡（一）豈無（一）本耶（一）是故興願曰我國土常有（一）法王（一）々々善力之所住持（一）々々者如下黃鵠持子安（一）千齡更起（一）矣（一）母念持（一）子（一）逕（一）舉（一）不壞（一）云（一）夏（一）有水（一）冬（一）無（一）水（一）安樂國爲（一）正覺善（一）43（一）住持（一）其國豈有（一）非（一）正覺事（一）耶是故言（一）正覺阿弥陀法王善住持（上）問曰淨土教主如來是則正法尊躰也何故云（一）依報攝（一）耶答（一）彼土勝妙莊嚴正佛由（一）住持（一）故也依（一）之舉（一）教主（一）以（一）歎（一）淨土（一）譬如下國在（一）賢王（一）名爲（一）賢國（一）又如（一）上（一）註（一）云（一）羅刹（一）爲（一）主（一）國々（一）亡（一）人民（一）憂惱（一）豈由（一）主（一）云（一）無（一）國（一）土安不（一）耶故孝經曰安危在（一）身治亂在（一）本（一）本者是國主也（一）今正覺法王住持（一）國土故無（一）危亂（一）故以（一）主命（一）知（一）國好（一）先舉（一）本顯（一）枝末（一）住持者昔云（一）子安（一）者（一）行（一）道時逢（一）賣（一）鶴人（一）爲（一）扶（一）彼（一）脫（一）衣買（一）鶴而放（一）之然（一）無（一）程子安死其所（一）放（一）鶴來（一）墳樹上（一）鳴呼（一）子安（一）々々如（一）此鳴（一）43（一）三年而（一）鶴（一）遂（一）死（一）即破（一）墳見子安蘇生曰我昔買（一）鶴而放（一）之今（一）鶴代（一）我命（一）曰（一）論引（一）又（一）母念（一）免子（一）不（一）爛壞（一）生長故（一）「智」論曰譬如（一）免字（一）「母」

若不<sub>レ</sub>念<sub>二</sub>子<sub>一</sub>卽爛壞衆生亦<sub>レ</sub>余佛若不<sub>レ</sub>念善根卽壞云々譬如<sub>二</sub>寒夜<sub>一</sub>脫<sub>レ</sub>衣<sub>三</sub>哀<sub>二</sub>民<sub>一</sub>寒床<sub>三</sub>秋夜<sub>一</sub>補<sub>レ</sub>袖<sub>三</sub>悲<sub>二</sub>假<sub>一</sub>穗<sub>三</sub>庵<sub>一</sub>是豈依<sub>二</sub>住<sub>一</sub>持力<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其<sub>一</sub>德<sub>三</sub>乎<sub>一</sub>耶<sub>二</sub>念<sub>二</sub>持<sub>一</sub>如<sub>レ</sub>是<sub>二</sub>何<sub>一</sub>況佛果威力<sub>三</sub>「耶」故今安樂淨土<sub>レ</sub>彌陀住持<sub>二</sub>國<sub>一</sub>也彼佛被<sub>二</sub>住<sub>一</sub>持<sub>二</sub>故<sub>一</sub>入寶國<sub>二</sub>衆生修行自然進登<sub>二</sub>蓮<sub>一</sub>臺<sub>三</sub>有<sub>レ</sub>識佛道任運證<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>覺轉入真如門<sub>一</sub>十地願行自然彰<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>斯<sub>レ</sub>學<sub>二</sub>教<sub>一</sub>主<sub>三</sub>之<sub>一</sub>常住<sub>二</sub>彰<sub>レ</sub>莊嚴之<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>反<sub>二</sub>四十三<sub>一</sub>丁<sub>二</sub>オ<sub>一</sub>3行<sub>レ</sub>「論中」<sub>レ</sub>として「往生論」の偈を引き、次いで5行に「同註上曰<sub>レ</sub>」<sub>レ</sub>として曇鸞の『往生論註』を引用する(四十三丁ウ1行「已上」まで)。2行の「問」はやゝ異にするが3行の「答」以下は良忠の『論註記』を四十四丁オ4行まで引用してゐる。しかし、聖聡とはやや趣きを異にし、こと、『列異伝』(「列子伝」と誤る)に限定してもその引用に手を加へてゐる。七八

以上のやうに、「子安鶴」説話は、浄土教直談の中で、實際の原典である『列異伝』を通さずに、孫引きから曾孫引きへといふ形ではあるが脈々と継承されてきたのである。

ところで、本説話を取り上げるその冒頭に引用した牧野和夫氏の御論の主眼は『三國伝記』巻七―第七七の出典の問題であつて、拙稿の如き流れを云々する問題にはあらざる事申すまでもない。只、氏の御論に蛇足を附加すれば、『三國伝記』の作者(＝編者)玄棟は、『外典鈔』所引『列

異伝』をベースにプラスαしてゐるのではなからうかと云ふ邪念が捨てきれない。それは、

一ノ鶴ヲ取テ殺シトス値<sub>レ</sub>人ニ。一人鶴ヲ將<sub>レ</sub>ニ殺<sub>レ</sub>。(百因縁集)

己カ着タル衣ニ着タル物ヲ多ク脱テ(百因縁集)

のやうな『私聚百因縁集』との対応である。かと言つて、この説話に関して『私聚百因縁集』を参照したと言ふのではなく、既に、玄棟が編纂するころ、この「子安鶴」説話は、直談の場で――前述したのは浄土系であつたが天台系の直談の場でも――語られてゐたその多少の布衍化が加はつてゐるのではなからうかと言ふ事である。本項の最後に、より一層説話としての脹みをとげた形として、浄土真宗に於ける江戸初期の学僧羊歩の『往生要集直談』巻廿三から「子安鶴」説話を参考として掲げておくこととする。

七黄鶴喚<sub>二</sub>子安<sub>一</sub>ニ子安還活等▲黄鶴ト云ハ鶴也玉曰鶴者胡篤切仙人所<sub>レ</sub>乘矣子安ハ人之名也子安水田ノ邊ヲ過ク獵師欲<sub>レ</sub>殺<sub>レ</sub>鶴子安鶴ノ絶命ヲ悲<sub>レ</sub>ンテ衣服ヲ解テ與<sub>二</sub>獵師<sub>一</sub>助<sub>二</sub>其<sub>一</sub>鶴ニ鶴飛去其後子安死去程子安ヲ野邊ニ送ル時彼鶴飛來棺ノ上ニ舞テ廟處ニ送リテ去又其後彼鶴子安力墳ノ邊ノ樹ニ留テ三年ノ間タ子安ヲ喚ケリ是ヲ見ル人聞人アヤシミテ墳ヲ掘テ棺ヲ開ケケレハ子安活

命シテ三年已前ニ鶴ヲ助ク其思ヲワスレス我絶命ヲ悲  
ンテ我名ヲ喚テ守ニ我命ヲ因テ茲鶴所レ護レ命干レ今不ニ絶  
命ト語テ死ス是ヲ今本文豈可レ得レ言下墳下千齡決无  
可レ甦書玉ヘリ

\*一、「仙人子安のこと」吉田隆英氏、『日本中国学会会報』第  
卅三号（昭和五十六年十月）

\*二、『三國伝記』の周辺―佚書『列異伝』一条と『弁才天如  
意宝珠王修儀』について―「牧野和夫氏、『実践国文学』第  
卅七号（平成二年三月）。

\*三、右二書に詳しく紹介されてはゐるもの。西村岡紹氏  
「(佐)往生要集外典抄」佐藤哲英氏著・編『叡山浄土教の研究』  
資料編（昭和五十四年三月、百華園／京都刊）。西村氏の労  
に対し多謝しつつも、原文及びその附訓・送り仮字・返点は  
尊重すべきであつたと愚考す。

\*四、敢へて註記するまでも無かるべけれども、  
『日本国見在書目』 符瑞図 十 顯探 王撰

旧唐書経籍志、下、雑家

唐書経籍志、卷三、「祥瑞図」

宋志芸文志、卷四、符瑞図二卷

続日本紀、卷十一、天平三年十二月廿一日謹檢符瑞図曰、  
神馬者河之精也。卷十三、天平十一年三月廿一日謹檢  
符瑞図曰、青馬白鬣者神馬也。……実合大瑞

とあつて、奈良時代初めには輸入され利用されてゐた事がわ

からう（矢島玄亮氏、『日本国見在書目録―集証と研究』昭和  
五十九年、汲古書院）。

\*五、良忠の『論註記』は左の引用に続けて曇鸞の『論註』に  
「千齡更起」とある「千齡」について

問列異傳云三年今云千齡一相違如何答略論云如下黃鶴呼ニ  
子安ニ子安還活二十六丁ニケケンニ豈可レ得レ言下千歲齡無レ可レ甦耶上  
此是欲レ述レ死久一而言三千齡非ニ實千歲一也止観云一息不レ  
追千載長往弘決云千載者乃是隨レ俗之言一失ニ人身一萬劫  
不レ復上斯乃如下歎入歳ニ而稱千歳也

といふ問答を記してゐる。これが、自問自答か否かはわから  
ないが、同様な問題は堯慧の『私集抄』にもあつて

此列異傳在レ之千齡者俗書等意云ニ死者、詞也止観四云人命  
無常一息不レ追千載長往文弘決云千載者乃是隨レ俗之言一  
失ニ人身一萬劫不レ復文此等皆死不レ還レ長云三千歲萬劫一也一  
義云呼ニ子安ニ三年云三千齡一歎千日一故

と記し、結句、『摩訶止観』と『止観輔行伝弘決』に依拠点を  
見出して諒解したらしい。

\*六、『阿弥陀経秘直談鈔』に就いては平成二年度第九回北海  
道説話研究会大会に於いて「談義本の一側面―『阿弥陀経』  
の直談書から―」と題して口頭発表を行った。その概要は  
左の通りである。

『阿弥陀経』の浄土宗系直談書である『阿弥陀経秘直談  
鈔』（全三卷、叡山文庫蔵元和七年古活字版）は、西誉聖  
聰の『小経直談要註記』と関係が密接であらう事を昨年の



大会に於いて触れておいたが、昨年度の発表の主眼が「迦葉」に存したために、それ以上の詳説は避けた。今般の発表では、

- 1、元和古活字版と、寛永整版本との關係
- 2、『小経直談要註記』との關係
- 3、作者に関する問題

を主体とし、附録として、子安鶴説話についての憶説を述べた。作者の問題に関しては『仏書解説大辞典』が「源齋随流（寛永十三年寂）述、一説、觀誓祐崇（永正六年寂流）述」と記してから、『國書総目録』が、この一説を逆にして受けつぎ、『浄土宗大辞典』に到つては、『秘直談鈔』三卷祐崇、刊本〔竜大・谷大・高大・京大〕『直談鈔』三卷、随流、寛永廿一刊〔谷大・高大〕承応三刊〔竜大〕とする。

\*七、『往生論註』を引用するのは「善根即壞云云」までであつて、続く「譬如寒夜脱衣哀民寒床、秋夜補袖悲假穩庵」との如きは誰でも耳に馴染んでゐる『百人一首』を背景とした註釈である。

\*八、両本を、或は三本を比較すると、次のやうになり、『阿弥陀経秘直談鈔』の方に若干の補筆がある（猶、引用した本文の傍記と割注のへゝは古活字版。（）附傍記は『要註記』との校異である。「」の文字は古活字版に存しない事を示す）。これは、言ふまでもなく、聴衆・読者の理解を容易ならしめんが為の加筆である。

阿弥陀経秘直談鈔	列異伝	要註記
昔云子安者 為扶彼 然無程 其所放霽米墳樹上 呼子安々々 如此鳴	子安 其墳樹上 呼子安	子安 其墳樹上 呼子安

猶、『阿弥陀経秘直談鈔』が出典を「列子伝」と誤つてゐるがこれは、祐崇個人の単純な誤り、若しくは、伝写中の誤写や版刻の折の誤刻ではなささうである。と言ふのは、良榮理本の『般舟讚私記見聞』下卷（末）に、

列子伝。述云子安三年更活、傍人雖見云已死、識心尚存。とやはり「列子伝」として記述してゐるからであつて、或は、『論註記』（良忠）のいづれかの写本に「列異伝」を「列子伝」と誤写したものがあつて、それが一部分に於いて流布してゐたのかもしれない。但し、「列子伝」は、『瑠玉集』卷十二に一条、『太平御覧』卷卅八・卷九〇二に各一条の引用を見るも、『事類賦』は「列子」列子伝」と引書引得に注するから、道家の『列子』八卷が「列子伝」として流布した時期があつて誤認された可能性もあるのかもしれない。

仏の慈悲の廣大無比なる事を譬喩をもつて衆庶に覚知せしめんとす。こゝに、説話の真骨頂が存したわけであるが、その説話、即ち譬喩としての説話のあり方を梵語では

Upama-Jataka (喩ニ本生ニ)と言ひ、また Avadana-Jataka と称して、仏の——輪廻觀に基づく——前生譚をもつて、仏教教理を説くわけである。

\* Avadana は、現在世の出来事を、前世に行つた結果として説く物語(因縁譚)であり Upama は「の如く」と訳する「たとへ話」である。

従つて、仏教説話としての本流は右の二つにあり、經典講釈に於いても、本来的にこちらが主流であつた。たとへば『阿弥陀經』や『法華經』の講釈の冒頭で、釈尊の前に參集せる諸比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の頂点にたつ長老達の前生や名の由来を説き始めるのも、十大弟子、或は十六長老の、仏弟子として尊敬され、貴ばれる由縁を聴衆に説き聞かせる本縁はここにあるのであらう。そして、これらの Upama-Jataka や Avadana-Jataka の殆どは、『大正藏』で言へば「本縁部」上下二卷(『大正藏』第三卷・第四卷)に収録され、かつこれらの「本縁部」所収の本生譚を使用せる經論律は一切經(大藏經)全体に及んでゐる。よつて、講釈する師としては、また、講義を受ける弟子や、偶々講演の場に臨んだ俗人としては、ある程度、若しくはそれ以上の予備知識を有してゐる事を前提とし、かつ有してゐなければ、その講釈の真意の奈辺にあるかを理解出来

なかつたであらうと推測する。何故ならば、仏教の教理を説くに、その具体的な実相としての事相にあたる解釈の過半に、これらの譬喩譚が使用されてくるからである。では、「本縁部」所収の説話がすべて、師資の脳の中に入つたのであらうか、また、周縁の男女の俗人(優婆塞・優婆夷も含めて)はいかがであらうか。本稿の論題よりやや離れるが、この点も含めて、説話と教理との関り——それはとりも直さず直談の一つの面でもあるわけだから——を探つてみることにする。

第二章に於いてC5として掲げた善導の『法事讚』に次の一節がある。

佛是衆生大慈悲父、亦是出世增上良緣。計其恩德、過於塵劫、述之難盡。賢愚經云、一一諸佛從初發意、終至三菩提、專心求法、不顧身財、悲智雙行、曾無退念。或可逢人逼試、皮肉分張、或自割身而延、鴿命、或捨千頭、以求法、或釘三千釘、而求四句、或刺三身血、以濟一夜、又、或捨妻子、以充三羅刹、或設慈悲方便、化作三禽魚、用濟三蒼生、免其飢難、或作三金毛師子、以上三獵師、或作三白象、抽牙爲求、菩提二而奉施、或觀三怨家、由如三赤子、或現三外道、比若三親兒。彼我無殊、聖凡何異。

即ち、「専心に法を求めて身財を顧みざる」例証が、仮にAからKまでの符号を附した「或は」で始まる文言である。これらは、いづれも『賢愚経』所収の十一の説話の内容を、短かくは六文字、長くても十七字に縮めて陳べたものであるが、これを、我が国に於ける講義の場ではどのやうに注釈して行つたであらうか。まず、然阿良忠の『法事讀私記』から検討してみたい。

A ▲皮肉分張等者分レ肉云レ分張レ皮云レ張此指ニ忍辱仙人本事一歟

B ▲或自割身等者賢愚經一云即取利刀而割股肉一持用與鷹賈此鳩命一也

C ▲或捨千頭等者方便佛報恩經云過去有國王二名曰ニ大光明王一切布施敵國王聞心生嫉妒使婆羅門乞王頭爲無上菩提一布施頭一取

D ▲或釘千釘等者賢愚經云於身上ニ釘千鐵釘一也又云昔有國王三名毗陵竭梨一王心好ニ妙法一有婆羅門一名勞度差一告王云我以釘釘王身一爲說法王言我於生死中殺身無數一或爲ニ三毒一計其白骨一高二於須彌一斬首流血過於五江一啼哭之淚多於四海一唐捐一身命一未嘗爲法一勞度差說偈曰一切皆無常生者皆有苦諸法空無主實非ニ我所有一上菩薩本行經

者皆有苦諸法空無主實非ニ我所有一上菩薩本行經

云毗陵竭梨王時爲ニ一偈一故於其身上ニ而椽ニ千釘一也  
大論第四十九釋發云如ニ釋迦文菩薩一五百釘一釘身爲レ求レ法故一也

E ▲或刺身血等者賢愚經二云五夜又來至王所一乃王聞ニ是語一甚懷ニ哀傷一即自破レ脈刺ニ身五所一時五夜又各自持レ器來承レ血飲レ血飽滿咸頼ニ王恩一歡喜無量一也

F ▲或捨妻子者此指ニ須陀摩太子本事一 ▲言ニ羅刹一者恐ニ怖一翁一故云ニ羅刹一也

G ▲化作禽魚等者賢愚經云昔當ニ飢饉一人民餓死菩薩發願 我生ニ大魚一救ニ其飢苦一捨レ命生レ魚如レ願救レ人意取

H ▲金毛師子等者同經三云山澤中有ニ一野獸一名曰ニ鋸陀一身毛金色一至乃爾時獵師即徐剥レ皮一也

又智度論有ニ堅誓師子因緣一可レ思レ之心地觀經序品云或於ニ大國一爲ニ王愛子一弃ニ捨身命一投ニ於餓虎一或作ニ尸毗王一割レ身救レ鴿或救ニ孕鹿一捨ニ鹿王身一或於ニ雪山一爲レ求ニ半偈一而捨ニ全身一至乃師子吼菩薩讚云爲ニ迎尸國慈力王全身施ニ于五夜又一又作ニ大國一莊嚴王一以ニ妻子一施無ニ吝惜一昔爲ニ六牙白象王一捨ニ身命一故投ニ獵者一也

I ▲抽牙者智論有レ之云云又智論十四威品云爾時世尊還攝ニ

神足ニ從ニ石窟ニ出、與ニ諸比丘遊履、先世爲ニ菩薩時  
 兩兒布施、所投ニ身餓虎、所以、頭布施、所割ニ身千燈、  
 所挑、目布施、所割、肉代、鶴所如、是諸所龍皆隨從、  
 委文可レ檢、涅槃經六度集經賢愚經智論等、

良忠は、『賢愚経』と正しくその説話を指摘したのはBD EGHの五項で、半分に満たず、残る六説話のうちJKには全く触れず、AとFとは、かの『三宝絵』上巻六波羅蜜の説話として著名な「忍辱仙人(忍辱波羅蜜)」「三宝絵」上巻第三話」と同じく上巻第十二話「須陀拏太子」とを掲げてゐる。またCは『大方便仏報恩経』巻五(大正蔵第三卷、一四九頁b~一五〇頁b)の同話を要約して掲げ、Iは、注一に記したやうに唯一『賢愚経』に見出だされないのであるが、「智論(『大智度論』のこと)に之有りと云々」とだけ記して他のAからHまでの説話に関する指摘とは異なり、その存在を確認しての説ではないことを伺はせるうへ、「又智論十(四威儀品)に云はく」として、Iそのものとは全く関係ない六種の標題説話を掲げて最後に「委き文は涅槃経・六度集経・賢愚経・智論等を檢すべし」と述べるにとどまつてゐる。或は、この発言は、講義を聞いてゐる筈の弟子達に学習せしむる為の方便であつたとも考へて考へられないわけではないが、善導がわざわざ「賢愚経に云はく」

として掲げてゐる標題説話を、僅か四割強しか指摘できてゐないといふのは、かの博覧強記なる法然の弟子の筆頭に  
 あたる者として如何なものかの感を抱かしめずにはおかない。またHに於いて『賢愚経』巻三を指摘するのは正しいとして、そのあとに「堅誓師子」を参考として考へるとして『大智度論』を掲げ、更に『心地観経』序品を引用してゐるが、前者を参考とするのであれば、『賢愚経』巻十三の第六十一話が「堅誓師子品」であるし、後者は、後に触れることになるかと思ふが、すべて標題説話として記述されてゐるのであつて、この金毛獅子説話と直接的関係は全く存しない。敢へて良忠の意とするところを忖度するならば、善導が標題説話として記したと同様に、「求法の為に身財を頭みなかつた」例を、『心地観経』序品の標題説話を引用して示したといふ事であるのかもしれない、それはともかく、講義する側に於いて、右のやうに三分の一強の説話の出典そのものを知らなかつたといふ状況が浮び上がってくるのである。

では、良忠以後の学匠達はどのやうに取り扱つてゐるであらうか。管見に入りし幾つかの註釈を瞥見してみよう。

説話の引用では斯界第一と目しうる西誉聖聡(C5ト)は、ことこの『法事讚私記』の注釈を行ふに当つては、全く説

話について触れてゐない。一方、名越派の良榮理本（C5チ）は、

A、「忍辱仙人者」として、『大智度論』卷十四と『金剛般若経』とを引用、

C、「捨千頭者」として「或千生間供養之。或於一一生中雖捨頂目還復如故、又捨頂目如此千度歟」と殆ど説話の内容を理解してゐない注記を加へ、更に、「如毘王割肉如忍辱仙人臂還如故、藥王燒臂亦可合之也。准凡夫雖似難作、應化因行自在也」などと、檀波羅蜜（『三寶絵』上巻第一話参照）で著名な戸毘大王の説話と『法華経』卷七藥王菩薩本事品第廿三とを掲げてお茶を濁してゐる。

F、「須陀拏太子」説話を要約して記す。

H、「金毛師子者」として「獵師説法爲之奉牙歟、或獵師飢故爲利生施之歟」と、前半は「六牙白象」と混線したやうな注記を記し、後半も全く金毛師子説話を理解してゐない事が判然とする記述である。続けて「堅誓師子」については、「國王剥鹿皮、鹿馴道人、鎮聞法音、獵師著法衣、形道人、鹿不畏。剥皮上王」と記す。「師子」に対し「鹿」と

記すのは何故であらうか。鹿を「シン」と呼ぶのは『古事記』以来の日本語の伝統ではあるわけだが、或は、同音なるが故の漢字の宛てまちがひであらうか。但し説話の内容は知悉してゐる事がわかる。

I、これについては次のやうに陳べてゐる。「智論十等、問、抽牙等下引今文其意如何。答、抽牙事出於智論。引今文事因引之非抽牙證也」と。即ち、『法華讚私記』に於いて、「又智論十（四威儀品）云」として標題説話を引用するのは、「白象抽牙」の説明になつてゐないとして、鎮西流の祖師の説ではあるが否定してゐる。但し、良忠が『観仏三昧経』卷七の文を『大智度論』と誤解——といふより記憶違ひならん——してゐる事には氣附かなかつたやうに思はれる。

以上のやうに、名越派中興の学匠として、白旗派や藤田派に伍して数多くの注釈を残した良榮ではあるが、頗る著名な説話以外は彼の囊中に存しなかつたやうに推測される記述である。

江戸時代になつて、『法華讚私記』の注釈書として大著が相繼いで著述・刊行された。第二章にリヌルとして掲げたのがそれらであるが、既に直談としての著作ではなく、恐

らく、学匠個人の著述であつたのではなからうかと推察される。寛文四年（一六九四）に刊行された紀州日田永正寺の学僧加祐の『法事讚私記鈔』（C5ヌ）が最も早い、これらの説話に關しては次章で掲げる『菩薩本行経』下巻冒頭に記す標題説話を引用するに留り、かへつて後退してゐると言はざるをえぬ。寛文十一年（一〇七二）に刊行された『法事讚積学要義鈔』（C5ル）は、西山流の開祖善慧証空の講説を蓮生実信（俗名宇都宮弥三郎頼綱、正元元年（一一二五九）入寂）が聞書し編述した書物で、嘉曆四年（一二三二九）、嘉吉二年（一四四二）と転写を経た後に刊行されたと卷末識語にある。従つて、その内容は、証空上人まで遡上るわけであるが、蓮生による整理を経た為か否か、或は本来的のからであつたかはわからぬが、右の説話に關する項目は全く記述がない。章誉了秀の『法事讚私記檢要』（C5リ）は全七卷の大著であつて、名は「檢要」の謙称を用ゐてゐるが、良忠上人が指摘した諸項目すべてに渡り原拠を尋ねて出来るだけその全文を掲げ、処々に自分の見解を加へるといふ「詳注」であるが、問題のH「又智度論有堅誓師子因縁、可思之」に就いては「論無此縁。見賢愚經十三（二紙）堅誓師子縁品」と正しい出典を指摘した上で全文を引用し、Iの「抽牙者智論有之云」に就いては「智論者、

文出三十二（七紙）、如次上引、又同九十三（廿三）云」として、

菩提問若菩薩有<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>是善根成就<sub>ニ</sub>云何本生因縁作<sub>レ</sub>鹿馬等<sub>ト</sub>佛答云<sub>ハ</sub>菩薩實有<sub>レ</sub>福德善根成就<sub>ニ</sub>爲<sub>レ</sub>利<sub>ニ</sub>衆生<sub>ニ</sub>故受<sub>レ</sub>畜生形<sub>ニ</sub>亦無<sub>レ</sub>畜生罪<sub>ニ</sub>此中佛自說<sub>ニ</sub>因縁<sub>ニ</sub>所謂菩薩在<sub>ニ</sub>畜生中<sub>ニ</sub>慈<sub>ニ</sub>愍<sub>ニ</sub>賊<sub>ニ</sub>阿羅漢辟支佛所<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>有羅漢辟支佛怨賊來害<sub>レ</sub>雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>加<sub>レ</sub>報<sub>レ</sub>不能<sub>レ</sub>愛念<sub>ニ</sub>供養<sub>ニ</sub>給<sub>レ</sub>如<sub>ニ</sub>菩薩本身<sub>ニ</sub>作<sub>ニ</sub>六牙白象<sub>ニ</sub>獵師以<sub>ニ</sub>毒箭<sub>ニ</sub>射<sub>レ</sub>智爾時菩薩象以<sub>レ</sub>鼻擁<sub>レ</sub>抱獵者<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>餘象得<sub>レ</sub>害語<sub>ニ</sub>雌象<sub>ニ</sub>言<sub>ニ</sub>爲<sub>ニ</sub>汝菩薩婦<sub>ニ</sub>何緣生<sub>ニ</sub>惡心<sub>ニ</sub>獵師是煩惱罪<sub>ニ</sub>非<sub>ニ</sub>人<sub>ニ</sub>過<sub>ニ</sub>也我得<sub>ニ</sub>阿耨菩提<sub>ニ</sub>當<sub>レ</sub>滅<sub>ニ</sub>除<sub>ニ</sub>其煩惱罪<sub>ニ</sub>譬<sub>ニ</sub>如<sub>ニ</sub>鬼著<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>祝師來<sub>レ</sub>但治<sub>レ</sub>鬼而不<sub>レ</sub>瞋<sub>レ</sub>人<sub>ニ</sub>是故莫<sub>レ</sub>求<sub>ニ</sub>其罪<sub>ニ</sub>徐問<sub>ニ</sub>獵者<sub>ニ</sub>汝何以射<sub>レ</sub>我<sub>ニ</sub>答言<sub>ニ</sub>我須<sub>ニ</sub>汝牙<sub>ニ</sub>象即就<sub>ニ</sub>石罽<sub>ニ</sub>拔<sub>レ</sub>牙與<sub>レ</sub>之血肉俱出<sub>ニ</sub>不<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>痛<sub>ニ</sub>供給<sub>ニ</sub>糧食<sub>ニ</sub>示<sub>ニ</sub>語道徑<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>是等慈悲阿羅漢辟支佛所<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>如<sub>レ</sub>是好心<sub>ニ</sub>云何受<sub>ニ</sub>畜生身<sub>ニ</sub>當<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>是變化<sub>ニ</sub>度<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>衆生<sub>ニ</sub>

「六牙白象捨身求仏」の説話を引用する。続けて「又、智論十（四威儀品）云」とする部分に就きては「又智論十（四威儀品）云等者、論無此文。見觀佛三昧經七（三紙）觀四威儀品第六」として、良忠上人の記憶違ひを正してゐる、以上、やや煩を厭はず江戸時代中期に至るまでの注釈書を掲げて『法事讚』で善導が用ゐた標題説話が、日本の浄

土宗の学匠達にどの程度理解され、実際の例証として機能したかを検証してきた。結果として、鎌倉時代から室町時代を通して、善導の用ゐた經典、即ち『賢愚經』が、浄土宗の学匠達にはそれほど身近かな經典でなかつたといふ事を示してゐるのであらう。その為に、『賢愚經』十三卷さへ披けば、あまり苦勞なく善導の意図する例証が把握できたものを、たとへば『菩薩本行經』や『心地觀經』等の、善導の記した標題説話の方法と同じ方法——これは些かならず逆の述べ方で、善導の方が、これらの經典の方法を学んだのであらうが——の叙述を引用し来る事による循環論的な説話・例証の示し方に陥つてしまつたといはざるをえない。

只、私見の範圍は、本論冒頭に述べた如く、非常に狭い上に、残存する鎌倉・室町の学匠達の著述の探索も十分に行つてゐないので、右の如く結論づけるのは早計かつ短絡的の譏りを免れない事は重々承知の上のことではある。

\*一、『賢愚經』所載の卷次・品名は次の通り。

- A 卷一 (一) 梵天請法六事品 5
- B 卷一 (一) 梵天請法六事品 6
- C 卷六 (三二) 月光王頭施品
- D 卷一 (一) 梵天請法六事品 3

- E 卷二 (一三) 慈力王布施品
- F 卷一 (一) 梵天請法六事品 1
- G 卷七 (三八) 設頭羅健寧品
- H 卷三 (一五) 鋸陀身施品
- I 〱雜寶藏經卷二 (一〇) 六牙白象經
- J 卷九 (四二) 善事太子入海品
- K 卷二 (一四) 降六師品

このやうにIの六牙白象説話のみは現在の『賢愚經』諸本に存しないやうである(大正藏第四卷所収の『賢愚經』は宋・元・明版を基本に高麗版・契丹版をもつて異同を注記してゐるが、この説話に該当するものは存しない)。今、仮に『雜寶藏經』を掲げたが、同話・類話は『菩薩本行經』下卷・『大莊嚴論經』卷十四・『雜譬喻經』上卷(九)・『大智度論』卷十二等に収められ著名な説話であるから、善導の依拠した唐代の『賢愚經』にこの説話が収められてゐたのでなければ、或は記憶違ひといふ事にならう。猶、唐代の『賢愚經』で現存するのは古筆学上の大聖武であるが、未だ残存切・残卷全体の集成は行はれてをらず、この説話の有無はわからない。管見に入つた切や残卷には見出せない。

\*二、良忠所引の『觀仏三昧海經』卷七(大正藏15經集部2、六八〇頁a)所引の標題説話は

- 両尼布施処 須大孥太子 六度集經 卷二 (一四) 須大孥經 太子須大孥經 三寶經 上12他、
- 投身餓虎処 薩埵太子 金光明最勝王經 卷十捨身品第

廿六・『賢愚經』卷一(二)・『三宝絵』上11他。

以頭布施処||大光明王(月光王)・『大方便仏報恩經』卷五

・『賢愚經』卷六(三〇)・『今昔物語集』卷五8。

割身千燈処||虔闍那謝梨王(虔闍尼婆梨王・転輪聖王)・

『菩薩本行經』上卷・『賢愚經』卷一(一・二)・『大方便仏

報恩經』卷二・『今昔物語集』卷五9。

挑目布施処||快目王(須提羅王・大自在天太子)・『賢愚經』

卷六(三二)・『菩薩本行經』下卷

割肉代鴿処||尸毘大王(薩波達王)・『賢愚經』卷一(一・

六)・『六度集經』卷一(二)・『大莊嚴論經』卷十二(六四)

・『衆經撰雜譬喻』上卷(二)・『大智度論』卷四・卷卅

五・『三宝絵』上1他。

の各々で、参考まで代表的な經典名(本縁部を主体にして)

と説話集一点とを掲げた。吾が国の説話集に未見のものは

「快目王(大自在天太子) 施目」説話のみである。

#### 四 結論にかへて——標題説話の伝統と例証——

前章に循環論的例証に墮してしまつたと述べたが、そも

そも、仏教に於いて、理の解釈に標題説話をもつてする方

法は、良忠上人が引用した經典群に頻繁に認められるので

あつて、その伝統を受けついで、中国に於いても、また日

本に於いても、直談・説經・講釈・法会・儀式等々の場に

用ゐられる事となつたものであらう。例を、良忠上人によ

り引用された『心地観經』卷第一序品、『菩薩本行經』下卷  
により示さば左のやうになる。

『心地観經』卷一、序品

時彼輪王、觀諸世間皆悉無常<sup>ナラズ</sup>、厭<sup>ヒ</sup>五欲樂、捨<sup>テ</sup>輪王

位、出家學道。

A 或於<sup>ニ</sup>大國<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>王愛子<sup>ニ</sup>棄<sup>テ</sup>捨身命<sup>ニ</sup>投<sup>テ</sup>於<sup>ニ</sup>餓虎<sup>ニ</sup>、

B 或作<sup>シ</sup>尸毘王<sup>ニ</sup>割<sup>レ</sup>身救<sup>レ</sup>鴿、

C 或救<sup>シ</sup>孕鹿<sup>ニ</sup>捨<sup>テ</sup>鹿王身<sup>ニ</sup>、

D 或於<sup>ニ</sup>雪山<sup>ニ</sup>爲<sup>シ</sup>求<sup>テ</sup>半偈<sup>ニ</sup>而捨<sup>テ</sup>全身<sup>ニ</sup>。

続いて「或現<sup>ニ</sup>受生於淨飯王家<sup>ニ</sup>」以下釈迦の出家と成道を  
簡潔に記した後、再び説話を読みこんだ偈を誦してゐて、  
それは

B' 如來昔在<sup>ニ</sup>尸毘國<sup>ニ</sup> 曾居<sup>ニ</sup>尊位<sup>ニ</sup>作<sup>シ</sup>人王<sup>ニ</sup>、

國界珍寶皆充盈 常以<sup>ニ</sup>正法<sup>ニ</sup>化<sup>シ</sup>於<sup>ニ</sup>世<sup>ニ</sup>、

慈悲喜捨恒無<sup>レ</sup>倦 能捨<sup>レ</sup>難<sup>レ</sup>捨趣<sup>ニ</sup>菩薩<sup>ニ</sup>、

割<sup>レ</sup>身救<sup>レ</sup>鴿嘗無<sup>レ</sup>悔 深心悲愍救<sup>ニ</sup>衆生<sup>ニ</sup>、

D' 時佛往昔在<sup>ニ</sup>凡夫<sup>ニ</sup> 入<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>雪山<sup>ニ</sup>求<sup>テ</sup>佛道<sup>ニ</sup>、

攝<sup>レ</sup>心勇猛勤精心 爲<sup>レ</sup>求<sup>テ</sup>半偈<sup>ニ</sup>捨<sup>テ</sup>全身<sup>ニ</sup>、

以下求<sup>ニ</sup>正法<sup>ニ</sup>因緣<sup>ニ</sup>故 十二劫超<sup>シ</sup>生死苦<sup>ニ</sup>、

E 昔爲<sup>シ</sup>摩納仙人<sup>ニ</sup>時 布<sup>レ</sup>髮供<sup>ニ</sup>養然燈佛<sup>ニ</sup>、

以<sup>ニ</sup>是精進因緣<sup>ニ</sup>故 八劫超<sup>シ</sup>於<sup>ニ</sup>生死界<sup>ニ</sup>、



A' 昔爲薩埵王子時 捨所愛身投餓虎

自利利佗因緣故 十一劫超生死因

F 流水長者大醫王 平等救護衆生之故

濟魚各得生天上 天雨瓔珞來報恩

七日翹足讚如來 以精進故超九劫

G 昔爲六牙白象王 其牙殊妙無能比

捨身命故投獵者 求佛無上大菩提

H 或作圓滿福智王 施眼精進求佛道

I 又作金色大鹿王 捨身精進求佛道

J 爲迦尸國慈力王 全身施與五夜叉

K 又作大國莊嚴王 以妻子施無悋惜

L 或爲最上身菩薩 頭目髓腦施衆生

如是菩薩行慈悲 皆願求證菩提道

(大正藏第三卷、二九四頁a、二九五頁c)

\* 改行等、私に施した点多い。

の如く、EからLの偈のやうに標題說話には示してゐないものも含まれるが、A' B' D'のやうに、要約說話的な形で再説してゐる。また、『菩薩本行經』の方は、釈迦の「我今以此正眞行除一切衆生身病并除意病」といふ大誓願のもとに「仏言」として次の標題說話が列記される(符号は『心地観経』と同一符号を用ゐ、『心地観経』に引

用されてゐない說話をMからとする)。

B'' 我爲毘王時、爲一鴿、故割其身肉、興立誓願

除去一切衆生危嶮

A'' 摩陀薩埵太子時、爲餓虎、故捨身命、

M 舍尸王時、自以身肉供養病人、經二十二年

N 阿彌陀迦良王時、病自合藥而欲服之、時有辟支

佛、病與王同、來從乞藥、王自不服即便持藥施

辟支佛、自作誓願、使一切病皆悉除愈。

O 修陀素彌王時、百王臨死而濟其命、令迦摩沙賊

王、使入正見、十二年惡誓使得銷除。

P 須大拏太子時、二兒及婦持用布施。

Q 摩休沙陀太子時、以藥除衆生病、復入大海得

摩尼珠、復除衆生貧困。

R 摩訶婆利王時、二十四日自以身肉以供病人。

S 犀提婆羅仙人時、割截手足不起悲意。

T 迦尸王時人民疫病、王受八關齋、起大慈心念於

衆生、人民病者皆悉除差。

U 毘婆浮爲解呪師時、人民疫病、以三身血肉持用解除

與鬼噉之、人民衆病皆悉除差。

V 梵天王時、爲一偈、故自剥身皮而用寫經。

W 毘楞竭梨王時、爲一偈、故於其身上而啄三千釘。

心地觀經		卷一・序品	苦薩本行經	卷下	說話標題	主要所收經典類		
A	B						C	D
A'	B'	B''	A''		薩睡王子 捨身餓虎 尸毘王 鹿王 雪山童子 摩訶仙人 流水長者 六牙白象 圓滿福智王 金色鹿王 慈力王	賢愚經卷一—2 金光明最勝王經卷十 賢愚經卷一—1(6) 衆經撰雜譬喻上—2 六度集經卷三—18 大智度論卷十六 大般涅槃經卷十四		
J	I	H	G	F	E	D'	救鵠 代孕鹿 捨身求偈 布髮供養 救護衆生 捨身求佛 捨身求佛 捨身求佛 捨身求佛 施身夜叉	賢愚經卷二—13
							賢愚經卷二—13 苦薩本緣經下—7 雜寶藏經卷二—10 雜譬喻經上—9 苦薩本行經下 金光明最勝王經卷九 雜寶藏經卷二—10 雜譬喻經上—9 苦薩本行經下 賢愚經卷二—13	
							三寶繪上卷—11 寶物集 大經直談要註記卷十八 三寶繪上卷—1 三國傳記卷九—廿二 寶物集 法華經直談抄卷二末 大經直談要註記卷十八(出度無極集) 三寶繪上卷—9 金言類聚抄卷廿三—34(大唐西域記卷七) 三國傳記卷十二—10 寶物集卷五 三寶繪上卷—10 寶物集 大經直談要註記卷十六 法華經直談抄卷三末 法華經直談抄卷八本 鷲林拾葉集卷四 三寶繪上卷—7 金言類聚抄卷廿三—29(地藏十輪經)	

X 優多梨仙人時、爲二一偈一故剥ニ身皮ニ爲レ紙、折レ骨爲レ筆、血用和レ墨。

Y 跋彌王時、國中人民盡有ニ瘡病一、王自行見ニ毒樹一、此毒樹葉墮ニ於水中一、人飲ニ此水一、令レ人有レ病、即拔ニ毒樹根株一盡隨以レ火燒レ之、人民瘡病年得ニ除差一(以

下略)。

以上、異なり数とすれば廿六となるが、別表に示した如くその所収經典の不明なる說話少しとしない。勿論、筆者の管見故ではあるけれども。更に、日本の說話集にその說話を徴してみても、『三宝繪』に九話、『三國伝記』四話、



『宝物集』(標題説話を除いて)三話、『金言類聚抄』二話といふのが複数所収の範囲で、かの『今昔物語集』は只一話を所収するに過ぎない。中でも、やはり多くの書物が集中するのは例の「六波羅蜜」の説話であつて、表の中では

檀波羅蜜 II B

忍辱波羅蜜 II S

精進波羅蜜 II Q

が各々それに当り、次いで、『三宝絵』の上巻第七話から第十二話にかけてとなる。『宝物集』の場合も、本文そのものを引用しない標題説話として、右の六波羅蜜説話を含めて四話が記されてゐる(巻数を『宝物集』の下に記してゐない分が標題説話)。「私聚百因縁集」は、周知のやうに天竺・辰旦・本朝と、多くの説話を収載するにもかかはらず、これらの説話は、巻一、第三釈尊往因難易二行阿私仙人之事の中に、標題説話として次のやうに記述されるのみであつて、完形説話そのものの収載は存しない。

加<sup>シカノミナラズ</sup>之<sup>ニ</sup>諸<sup>ノ</sup>經<sup>ヲ</sup>論<sup>シ</sup>又<sup>ニ</sup>演<sup>ズ</sup>釋<sup>ス</sup>迦<sup>ノ</sup>往<sup>ル</sup>因<sup>ニ</sup>自<sup>ラ</sup>一<sup>ニ</sup>檢<sup>ス</sup>勇<sup>ノ</sup>猛<sup>ノ</sup>志<sup>ヲ</sup>時<sup>ニ</sup>ト  
シテ不<sup>レ</sup>ニ休息<sup>ス</sup>給<sup>フ</sup>薩<sup>ノ</sup>埵<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>シテハ養<sup>フ</sup>レ子<sup>ト</sup>虎<sup>ノ</sup>投<sup>リ</sup>身<sup>ヲ</sup>衣<sup>ヲ</sup>  
懸<sup>ニ</sup>竹林<sup>ニ</sup>雪<sup>ニ</sup>山<sup>ノ</sup>童<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>シテハ説<sup>ク</sup>レ偈<sup>ヲ</sup>鬼<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>命<sup>ヲ</sup>法<sup>ヲ</sup>殘<sup>ニ</sup>石<sup>ニ</sup>  
壁<sup>ニ</sup>須<sup>ニ</sup>太<sup>ニ</sup>孛<sup>ニ</sup>太子<sup>ト</sup>シテハ檀<sup>ノ</sup>度<sup>ヲ</sup>先<sup>ニ</sup>トシテ貧<sup>ノ</sup>者<sup>ト</sup>與<sup>テ</sup>三<sup>ノ</sup>妻<sup>ヲ</sup>子<sup>ト</sup>

象<sup>ガ</sup>車<sup>ヲ</sup>忍<sup>ル</sup>辱<sup>ス</sup>仙<sup>人</sup>トシテハ事<sup>ト</sup>屬<sup>ス</sup>提<sup>ノ</sup>王<sup>ノ</sup>劍<sup>ノ</sup>任<sup>ニ</sup>身<sup>ヲ</sup>躡<sup>リ</sup>手足<sup>ヲ</sup>  
須<sup>ニ</sup>陀<sup>ノ</sup>王<sup>ト</sup>シテハ守<sup>ル</sup>不<sup>レ</sup>妄<sup>ニ</sup>語<sup>シ</sup>戒<sup>ム</sup>死<sup>ヲ</sup>求<sup>ム</sup>鹿<sup>ノ</sup>足<sup>ヲ</sup>苑<sup>ノ</sup>商<sup>ノ</sup>  
闍<sup>ノ</sup>利<sup>ノ</sup>仙<sup>人</sup>トシテハ勤<sup>ニ</sup>禪<sup>ヲ</sup>波<sup>ノ</sup>羅<sup>ノ</sup>蜜<sup>ヲ</sup>一<sup>ニ</sup>鳥<sup>ト</sup>栖<sup>ニ</sup>鳥<sup>ノ</sup>瑟<sup>ノ</sup>髻<sup>ヲ</sup>  
尸<sup>ノ</sup>毘<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>王<sup>ト</sup>シテハ身<sup>ヲ</sup>懸<sup>レ</sup>秤<sup>ヲ</sup>替<sup>レ</sup>鳩<sup>ノ</sup>大<sup>ノ</sup>施<sup>ノ</sup>太<sup>ノ</sup>子<sup>ト</sup>シ  
テハ珠<sup>ヲ</sup>求<sup>レ</sup>海<sup>ニ</sup>哀<sup>レ</sup>人<sup>ヲ</sup>夫<sup>ノ</sup>利<sup>ノ</sup>智<sup>ヲ</sup>精<sup>ヲ</sup>進<sup>ヲ</sup>人<sup>ト</sup>未<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>難<sup>シ</sup>故<sup>ニ</sup>如<sup>シ</sup>  
此<sup>ノ</sup>修<sup>ル</sup>行<sup>シ</sup>テ成<sup>リ</sup>佛<sup>ス</sup>ル<sup>人</sup>越<sup>ニ</sup>大<sup>ニ</sup>地<sup>ノ</sup>微<sup>ノ</sup>塵<sup>ト</sup>

蛇足かとは思ふが、番号順に注記すると、

- 1 薩埵王子 (上—11)
  - 2 雪山童子 (上—10)
  - 3 須陀孛太子 (上—12)
  - 4 忍辱仙人 (上—3、忍辱波羅蜜)
  - 5 須陀摩王 (上—2、持戒波羅蜜)
  - 6 商闍梨仙人 (上—5、禪定波羅蜜)
  - 7 尸毘大王 (上—1、檀波羅蜜)
  - 8 大施太子 (上—4、精進波羅蜜)
- となり、( )内のやうに『三宝絵』の順序とは異なるが釈迦の前身譚(Avadhana-tataka)の代表として掲げるのである。再び浄土系直談に戻り、一例だけ同様な例を引用しておくこととする。テキストは、伝記的にはよくわからないが、浄土真宗の僧侶と推定されてゐる羊歩の『大原再三鈔』(明

曆元年の版本) 卷一で、

○云レ事云レ理修行難ニ成就ニ○事ト云ハ前五波羅密也理ト云ハ第六ノ般若波羅密也佛道修行多シトイヘトモ六波羅密ノ外ニハナシ其六波羅密ト者一ニハ檀波羅密○此ニハ布施ト云也佛道修行ノタメニハ一命ヲモロシマス施ヲ云也例ハ○尸毗大王ハ鳩ニ代テ身ヲ鷹ニ施シ或ハ雪山童子ト成玉ヒテハ生滅々已寂滅爲樂ノ文ニ命ヲ捨ントシ玉ヘリ又舍利弗ハ乞眼波羅門ニ眼ヲアタヘ又龍樹菩薩ハ引攝太子ニ命ヲ施シ玉ヘリ然ルニ我等ナントシテカ命ヲステン知是檀波羅密ノ成就シカタキ事ヲ二ニハ尸羅波密<sup>羅</sup>○此ニハ淨戒ト云也去ハ戒法ノ持カタキ事○須陀摩王○不妄語戒ヲ持玉フカ<sup>ハマ</sup>又乞食ノ沙門ハ鵝ノ命ヲ守リ或ハ王遊ニ草繫ヲマヌカレキ去ハ戒法ノ浮囊ヤフレヤスキ故ニ是亦成就シカタキ也  
三ニハ羸提波羅密○此ニハ安忍ト云也忍辱仙人ハ伽梨王ノタメニ身ヲ七分ニ割テ瞋恨ナキカコトシ又富樓那ハ拳木杖刀刃ニ逢則ンハ五蘊ノ毒器ヲ離ルル事ヲ幸トセント云リ是等ノ堪忍成就シカタシ故ニ羸提波羅密ハ我等カ修シ行スヘキ法ニアラサル也

四ニハ毗梨耶波羅密○此ニハ精進ト云是ハ懈怠ナキ行也譬ハ大施太子貧人ヲ愍玉ヒ如意珠ヲ求メント大海ニ

入テ然シテ海水ヲ汲ホサントシ玉フニ進退ノ想ナキカコトシ是豈我等カ修スヘキ法ナランヤ

五ニハ禪那波羅密○此ニハ靜慮ト云也是ハ禪定ノ修行也謂ク商闍梨仙人ハ鳥瑟巢卵ヲ生長ナサシムルカコトシ然ルニ我等ハ六塵ノ境ニマヨヒテ意六根ニ馳散セリ誰ノ力禪定ヲ修センヤ

六ニハ般若波羅密○此ニハ智惠ト翻スルナリ此智惠ニ世間ノ智惠出世ノ智惠アリ世間ノ智惠ト云ハ分別シカタキ事ヲ而モ能分別スルナリ譬ハ○劬賓大臣ハ閻浮提ヲ七ツニ○分ツカコトシ又出世ノ智惠ト云ハ般若無相ノ大智也此智惠ハ修道ノ智惠ニアラス般若經云般若

如ニ火災ニ不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>取ニ四邊ニ取者即燒<sup>レ</sup>手<sup>上</sup>古德云道體<sup>ハ</sup>本無<sup>レ</sup>修不<sup>レ</sup>修自稱<sup>レ</sup>道若起<sup>ニ</sup>修道心<sup>一</sup>此人不<sup>レ</sup>稱<sup>レ</sup>道<sup>上</sup>是猶我等カ悟ヘキ智惠ニアラス争カ般若ノ大道ニイタランヤ扱前ノ五波羅密ヲ事ノ修行ト云又第六ノ般若波羅密ヲ理ト云也若ハ事若ハ理自力難行ナルカ故ニ濁惡不善ノ人ノ修スヘキニアラス故ニ惠心云顯密教法其文非<sup>レ</sup>

一事理業因其行惟多<sup>シ</sup>利智精進之人未<sup>レ</sup>爲<sup>レ</sup>難如<sup>レ</sup>予頑魯者豈敢<sup>上</sup>

と、檀波羅密から羸提波羅密(忍辱波羅密)までは複数の説話を掲げるが、いづれもその冒頭に位置せしめるのは

『三宝絵』所収六波羅蜜説話である(①⑤⑧)の各々と残る三波羅蜜の⑩⑪⑫)

\*他の六説話は次の通りである。

- ②雪山童子―大般涅槃經卷十四―三宝絵上巻―10他別表参照。  
 ③乞眼婆羅門―法苑珠林卷八十一(大智度論)―大經直談要註記卷十(四十八願釈)、鶯林拾葉集卷七、法華經直談鈔卷四本、浄土論註勸化講釈卷一―35。要約説話としては私聚百因縁集卷一第三話。  
 ④引撰太子―大唐西域記卷十僑薩羅國―源平盛衰記卷卅四(標題説話)、伝通記釋鈔卷二、  
 ⑥乞食沙門護鵝命―大莊嚴論經卷十一―63・法苑珠林卷八十二・經律異相卷十九―21―注好撰中巻27、金言類聚抄卷廿二17、宝物集一卷本及び第二種七卷本巻五、大經直談要註記卷十八、三國伝記卷九10、法華經直談抄卷二末27、観經直談鈔卷九22  
 ⑦草繫婆羅門―大莊嚴論經卷三11・法苑珠林卷八十二―注好撰中巻28、宝物集一卷本及び第二種七卷本巻五、大經直談要註記卷十八、三國伝記卷九7、法華經直談抄卷二末28、  
 ⑨富樓那喜離五蘊毒器―増一阿含經―観經序分義伝通記卷二のやうになるが、最後の富樓那の説話以外は比較的良く知られてゐるものばかりである。富樓那の説話を、阿何良忠は「増一に云はく」として説話を引用するが、『増一阿含經』弟子品には存せず、その典拠を詳にしない。羊歩は、恐らく良忠所

引の説話によりこの標題説話をものしたものにあらざるか。

かく点綴しつつ眺めてくると、吾が国の直談に於いて用ゐられる説話と、いはゆる説話集所収の説話との間に微妙な差がある事がわかるであらう。説話文学作品の代表と現在目されてゐる『今昔物語集』には、今まで拾ひあげてきた数々の仏教説話は、殆ど取りあげられてをらず、僅かに『菩薩本行經』に於いて標題説話としてゐる「毘楞竭梨王千釘求偈」一話のみであつた。しかるに、説話集として最初のグループに入る『三宝絵』の場合は、『今昔物語集』とは誠に対照的に、直談系講經書籍群に用ゐられてゐる説話を多く収載してゐるし、引用は僅か二例にとどめてしまつたが、經典そのものの中に標題説話として掲げられてゐる説話群との関係も、また『三宝絵』は比較的多いといへよう。更に、本論では触れる余裕がなかつたが、『三宝絵』自牖の中にも、『私聚百因縁集』のやうな形で標題説話が随處に鏤められてゐる。それらは、いづれも現存直談類に頻繁に引用されてゐるところである。また、右に触れた『私聚百因縁集』にしても、その天竺部・辰旦部は、『注好撰』や『金言類聚鈔』等の、文学作品としての認定の比較的新しい作品との関係を除けば、『今昔物語集』『三國伝記』同様なる傾向にある。

\*但し『三國伝記』は比較的多く『三宝絵』や直談系と説話の重なりを見せる。

このやうなねじれは、何に由来するものであらうか。浅学にして十全な答へは用意できてゐないが、卑見を大胆に述べるならば、問題は説話作品集の方に存するのではなからうかと思ふ。というのは、經典の講義といふ直談の場で、常時使用されてくる説話の類は、あまりにも良く知られすぎてゐて、編者、また享受者の興味を魅かなかつたといふ事が考へられないかといふ事である。しかし、幾等熟知の説話であるからと言つて、全く不問に附すわけにもいかな

い場合、説話の途中や末尾に、その説話の例として標題説話若しくは要約説話の形態にして附加するにとどめたといふ事ではなからうか。その為に首尾整つた説話集作品として編纂される場合に、比較的、一個の独立説話として収録される事が少なかつたといふ事になるのではなからうか。

一方、直談の側から説話を見るならば、理の解釈に資する例証としての説話であるから、そこに於いて使用するものは、やはり典型的なものが必要であつたといふ事にならう。従つて、『三宝絵』に収められたやうな説話は經典それ自身の中にも標題説話として使用されてゐる如く、更に、大正蔵本縁部・阿含部、或は釈經論部・毘曇部等で、繰り返し

語られてゐる本生譚の典型的な説話であつて、これらが、『三宝絵』上巻に収められたその理由そのものに就いては、周知の如く仏教入門書としての性格に由来するわけであるが、それはともかく、かゝる説話としての性格から、宗派を問はず直談の場で用ゐられたといふ事であらう。最後に掲げた『大原再三鈔』の如きは、これら典型的な説話を自宗の理を示すためのアンチテーゼとして利用してゐるのである。

更に、『今昔物語集』はともかく一時擱くこととして、最も近時研究が進展してゐる『三國伝記』に於いて端的に看取しうるやうに、説話集で取りあげた説話が直談の場に流入し、或は逆に、直談の場で取り上げられた新しい説話が説話集に収録されてゆくといふやうに、説話集と直談との關係は、相互依存の状況に存したわけである。この事は、室町後期の特殊事情ではない。既に、中田祝夫博士が、『東大寺諷誦文稿』と『日本靈異記』との共通説話から、法会場の場に於ける説話の利用を示唆、といふより指摘され、また近時、増尾聡哉氏・中村史氏等が意欲的に『日本靈異記』説話に取り組まれてゐるやうに、説話の生きてゐた場といふ面が奈良・平安の昔から存したわけだからである。その場とは、一つには法会場の場であり、一つには講義・談義の

場であつた。勿論、奈良時代の講義の場に於ける具体的な様相を僅かに現存する注疏の類から抽出するのは至難の業である。しかし、奈良・平安の講義の場で、説話が利用されなかつたと考へる方がより至難である。なんとすれば、既に石田茂作博士の大著に数へあげられたやうに、本稿で取りあげた『法苑珠林』『菩薩本行經』『賢愚經』『金光明最勝王經』『大智度論』等々は正倉院古文書にその書籍の書写・貸出等が頻出するのみならず、奈良時代の写本や、平安初中期の点本も存するからである。と言ふことは、読まれ、講ぜられてゐたといふ事にほかならない。一つの実例をあげよう。都を遠く離れた、遠の朝廷（ミカド）、太宰府觀世音寺の『法華經』談義である。時代的にはやゝ下り平安末期の天仁三年（一一〇）四月に始めて太宰府に申請され、やうやう許可が下りさうな八月に記された「百箇日法華六十卷談義縁起」と、内示をもとに申請された觀世音寺牒とである。

#### 觀世音寺談義縁起

夫以、王法依佛法之護持久長、佛法由王法之信仰流布矣、彼此互相持、如鳥二翅、如車二輪、是以天智天皇且爲鎮護國家、且爲興隆佛法、草創當伽藍、安置丈六觀世音像、更置綱所、以行僧務、又建戒壇、春秋得度、

年序漸及四百餘歲矣、但未有者六十卷談義也、東洛本寺本山有此事、西府有智山・安樂寺又有此勤、當寺獨無此勤、尤遺恨第一也、爰當時長吏宿緣內催、與隆外營、抑於戒壇者、頽壞之後、唯有礎石、空無堂舍、而常任造立、壯麗越舊、又康和年中、金堂・廻廊悉以頽倒、同造營之、四面廻廊八十餘間、修造功將畢、又一切經論五千餘卷、尋書寫缺卷、惣寺中佛法、今方繁昌也、此時不被始勸學之計者、將期何時哉、長吏若有承諾者、一夏之間、欲始談義者、長吏任所司大衆等解狀、相分御寺相折、充下供米卅一斛、天仁三年六月三日定三七口之結衆、始百箇日之談義、先於三昧之佛前、祈聖朝寶祚、次談一乘之奧義、仰外朝安穩、午上即披摩訶止觀論、談定惠之法門、午後又讀往生要集、結淨土之良緣、後代見之人、上下誰不隨喜哉、仍結衆所司等記錄之耳、

天永元年八月 日

談義衆

傳燈大法師 在判 [重嚴]

傳燈大法師 在判 [円念]

傳燈大法師 在判 [暹耀]

傳燈大法師 在判 [明覺]

傳燈大法師 在判 [嚴緣]

(裏下同)



傳燈大師 在判「円快」

傳燈大師 在判「慶修」

傳燈大師 在判

傳燈大師 在判「良範」

傳燈大師 在判「安智」

傳燈大師 在判「暹順」

傳燈大師 在判「淨賢」

傳燈大師 在判「清元」

勤進傳燈大師 在判「真嚴」

傳燈大師 在判「湛秀」

傳燈大師 在判「朝尊」

講代傳燈大師 在判「圓殿」

學頭傳燈大師 在判「源昭」

傳授戒師傳燈大師 在判「慶快」

傳燈大師 在判「快曜」

所司

權都那從儀師法師 在判「林睿」

都維那從儀師法師 在判「覺珍」

權寺主威儀師法師 在判「範秀」

寺主威儀師法師 在判「永興」

權上座大師 在判「良賢」

上座 大師

檢校大威儀師法師 在判「源尊」

讀師傳燈大師 在判「兼昭」

講師兼別當傳燈大師 在判「暹宴」

〔別筆〕正文者依有途中之畏、寺家留之、

權都那從儀師法師 (花押) (林普)

都維那從儀師法師 (花押) (覺珍)

權寺主威儀師法師

寺主威儀師法師 (花押) (永賢)

權上座大師 (花押) (良賢)

上座 大師

檢校大威儀師法師 (花押) (源尊)

讀師傳燈大師 (花押) (兼昭)

講師兼別當傳燈大師 (花押) (暹宴)

「如解狀者、無止佛事也、爲令法久住、立爲

恒例之、在判」

觀世音寺牒 大府衙

欲被且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、賜府判永爲恒例事、勤修每年百箇日法華六十卷談義事、

牒、件談義勤者、以有智山・安樂寺例、任所司大衆中

府牒 觀世音寺衙

請旨、且爲佛(法)興隆、且爲聖朝御願、始自今年六月三日、定三七口之結衆、百箇日之間、所被勤修也、相分寺家相折内三十一石、充行結衆供米矣、抑三七口之學徒、先讀摩訶止觀論、談定惠之法門、後讀往生要集、結淨土之良緣、加之十日談義理、一座修講會、互叩疑關、散蒙昧於思風、各排理窟、宜沸詞浪於言泉、久傳天臺之教法、企勸學之計、以薰修之力、奉祈 聖朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜 府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以解、

欲永爲恒例、令勤行每年百箇日法華六十卷談義事、牒、得當寺牒狀備、欲被且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、賜府判、永爲恒例事、勤修每年百箇日法華六十卷談義事、牒、件談義勤者、以有智山・安樂寺例、任所司大衆申請旨、且爲佛法興隆、且爲聖朝御願、始自今年六月三日、定三七口之結衆、百箇日之間、所被勤修也、相分寺家相折内三十一石、充行結衆供米矣、抑三七口之學徒、先讀摩訶止觀論、談定惠之法門後、讀往生要集、結淨土之良緣、加之十日談義理、一座修講會、互叩疑關、散蒙昧於思風、各排理窟、宜沸詞浪於言泉、久傳天臺之教法、企勸學之計、以薰修之力、奉祈 聖朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以牒者、如牒狀者、無止佛事也、爲令法久住、立爲恒例、可令勤行之狀、牒送如件、以牒、

天永元年九月五日

權都那從儀師法師 在判  
(林尊)  
都維那從儀師法師 在判  
(靈珍)

講師兼別當傳燈(道婆)大法師 在判

久傳天臺之教法、企勸學之計、以薰修之力、奉祈 聖朝寶祚、期外朝安穩勤者、爲斷後代之狼藉、賜府判、永欲爲向後證驗之狀、進牒如件、以牒者、如牒狀者、無止佛事也、爲令法久住、立爲恒例、可令勤行之狀、牒送如件、以牒、

讀師傳燈(乘昭)大法師 在判

檢校大威儀師(源尊)大法師 在判

上座大法師

權上座(良賢)大法師 在判

寺主威儀師(永慧)大法師 在判

權寺主威儀師(範秀)大法師 在判

天永元年九月 日

正六位上行大典秦宿禰

少貳從五位下惟宗朝臣 在判

〔觀世音寺文書〕  
○東京大 學所藏

具体的な講義ノートや筆録(聞書)が残存してゐるわけではないから、その実例と言つても過半はわからない。しかし、その様相は一日(夜は除き)を三時に分けて、午前

に『法華経』の談義、午の上下に『摩訶止観』講読、午後は『往生要集』を読んで「浄土の良縁を結ぶ」といふ時間割で六十箇日、廿一人の談義衆が亦互に講壇に立ち、十日毎に一座全体の質疑討論を行つて初学の蒙を啓くといふのである。この縁起・牒を読過しながら想起されるのは、法隆寺所蔵『法華一百座聞書抄』の存在と内容とである。かの書は、今でこそ説話文学研究の対象作品として数々の御論文が発表されてゐるが、本来は「文学」ではない講経研学の場の所産であつた。しかも、時を同じうして、僅かに観世音寺が半年余り遅れるだけである。恨むらくはその筆録や講案が残存しないことである。

しかも、これより先に、北京、叡山延暦寺でも、或は、洛内諸大寺でも、盛行してゐた。それは「東洛本寺本山有

此事」によりわかるのである。更に、九州の地でも、有智山寺(癡寺)や安楽寺に於いて行はれてゐた。そしてその日数は、ごく近つ代に引き寄せるならば、各宗派が恒例として実施してゐた夏安居・冬安居の講経・研学の日数に近似する。かくて、長い談義・講経の歴史の上に、数々の説話が、或は完形説話として——原典直訳や布衍化や意訳やを含めて——、或は数度の講義の場に登つた為の要約説話として、また、まう人口に膾炙した為の標題説話として、談ぜられたのであらう。今、私共の眼前には、その一斑が、全貌とまでは言はないにしても、せめて影なりと浮び上がらせるのを要求する如く点在するのである。

(札幌大学教授 国文学)

(平成四年五月十三日受付)